

民研だより

民主教育研究所
Research Institute of Democracy and Education

No. 124
2015.4.28

CONTENTS



- ◆ 5.9 フォーラムに向けて、つながりを新しい力に…………… 中村雅子 1
- ◆ 大学改革の動向にどのように対決するか…………… 神山正弘 3
- ◆ 「改正」教育委員会制度の発足 どうなる、どう向き合う…… 三上昭彦 5
- ◆ 5/9 民研フォーラムへのおさそい…………… 6
- ◆ 教育行財政研究委員会からの活動報告…………… 石山雄貴 7
- ◆ 民研日誌・寄贈図書資料…………… 事務局 8

5.9 フォーラムに向けて、つながりを新しい力に

中村 雅子 (民研副代表運営委員・桜美林大学)

1. 新年度を迎えて

桜の花とともに、保育園、幼稚園、学校や大学では新入生を迎え、新しい同僚も迎えて、新年度はいつも、さわやかな、力のみなぎる思いがあふれます。新しい出会いがエネルギーをもたらし、自分が新しくなるような気さえしてきます。

その一方で、今年の「新年度」は、特別な緊張感があります。「子ども・子育て新制度」がいよいよ始まりました。「改正学校教育法」のもとで大学運営のあり方も大きく変わろうとしています。

そして、教育行政の新たな形を作る「改正地教行法」も4月1日に施行されました。多くの

自治体で4月に選ばれる首長は、これまで以上の権限を教育行政に対してもつこととなります。実際のところ、これらによって何がどう変わるのかは、すぐに実感できることもあれば、これから次第にボディーブロウのように効いてくることもあるのではないのでしょうか。

2. 「肅々と」何をするのか

毎朝、新聞を開くのはドキドキします。「エ〜ッ」と目をむくような記事や、「あ〜ア」とため息が出るような記事が多い中で、久々に「ヤッタ!」とつい声が大きくなったのは、高浜原発の再稼動を認めないとした福井地裁の4月14日の仮処分決定です。これが高浜原発について

の個別の判断にとどまらず、「新規制基準」自体を「合理性を欠く」ものであるとしたことは画期的です。

これに対して、菅義偉官房長官は、「再稼動を粛々と進める」と述べました。「あら、また言ってる!？」と思ったのは私だけではないでしょう。沖縄の翁長知事がそれを批判して以降、菅官房長官も安部首相ももう言わないと言っていたのに…。

実は、この「粛々」という言葉は、教育委員だったときに事務局の人や校長先生たちが度々口にするのを聞いて、日常会話ではほとんど使われない言葉だけに、ある意味、珍しく、そして、いやな感じがしていました。「決まったことを、ただやるだけ」というのを仰々しく言っている感じがしたからです。卒業式やPDCAも…。そして、つい最近、「粛」という漢字が馬を打つ「シュツ」という鞭の音を表したものだ、言語学の先生に聞きました。それで「あ～、なるほど」と合点がいきました。「鞭声粛々夜河を渡る」というのを昔習ったことも思い出しました。

3. 戦後の民主主義と私たち

心配になった記事は、12日に開票された「政令市議選」と「道府県議選」の投票率がそれぞれ平均44.28%と45.05%と5割を切って、選挙の行われた41道府県のうち38道府県で過去最低を記録したというものです。戦後70年の現状がこれだとしたら、戦後の民主教育というのはいったいなんだったのだろうかという思いも、ふとよぎりました。

日本が戦争へ向かって行った戦前の時期と今が似ていると、年配の方が言われるのを耳にするようになりました。「いつか来た道」を私たちは歩もうとしているのでしょうか。それを望む人々が力を持ってしまったことは、残念ながら認めざるを得ません。

しかし、その戦前と今とで大きく違っているこ

とがあります。それは、私たちが日本国憲法のもとで主権者であることです。何より、戦前は人口の半分を占める女性が高等教育を受けることも出来なけれ



ば、選挙権もありませんでした。こんなに大きく変わったこの社会で、同じ過ちを繰り返してはならないと思います。

4. 民研の課題

戦後に教育委員会制度が発足したとき、未知の制度に対する不安もありつつ、戦前の体制からの脱皮を求める思いが、冒険とも言える試みを支えていたのではないかと思います。「教育は誰のものか」という原点に常に立ち戻りつつ、私たちは、今年からの「新制度」のなかで子どもたちを守り育てていくことを考えなければなりません。

その中で、民研はどういう役割をはたすことができるのか、民研らしい活動とは何かを、民研につながる多くの人とともに考え、議論し、実践につなげていくことが、5.9民研フォーラム開催の趣旨です。

民研の研究委員会も、「いま」の課題へのそれぞれのアプローチを深めつつ、それらを一貫課題の共有にいつそう自覚的であることが求められているように思います。

各地の民研とのつながりや現場とのつながりを力に「粛々と」ではなく「活々と」とりくんでいきましょう。5.9フォーラムに、これを読んでいる多くの方が集まってくださることを願っています。

大学改革の動向にどのように対決するか

神山正弘（民研顧問）

はじめに

私は二つのタイプの大学を経験して昨年大学の教員生活を終えた。25年間勤務したのは地方の国立大学、7年間勤務したのは東京の私立大学であった。今振り返って、二つの大学の間に「天と地ほどの開き」があったとは言わないが、学校種別よりも設置者種別が優先されてきた日本の教育制度・教育行政の永年の悪弊をまざまざと感じた。

大学という同じ名称を使いながら、全く別種の大学が併存しているのである。これをどちらかの類型に統合しようというのが最近の大学政策の狙いである。その次第を以下に展開する。

<大学の経営環境の変化>

大学の経営は大学の事業を遂行するための条件整備である。古典的では、教育・研究という大学の事業は、教育・研究を行う大学人の共同の経営で成り立ってきた。これが古典的な大学自治である。厳密には学部自治という表現が正しい。口の悪いたとえ話で言えば、かつての相撲取りが親方となって弟子を養成しながら相撲協会を経営する如く、かつての研究者が学部・大学を経営するのである。

古典的な大学・学部自治と表現するのは、それが学問共同体としての大学・学部の時代にはリアリティがあり、生産性があったからにほかならない。今日でもそれは学科や研究室レベルでは真理性があるだろう。

しかしながら、現代社会ではそれはもはや通用しない。大学の社会的役割が増大し、変わったからである。現代の大学は、研究者の養成だけでなく、専門職の養成、さらには研究開発

の機能を担うべく、大規模化し、大衆化・高度化してきた。これらの機能を首尾よく果たすためには、それなりの専門性を備えた大学の経営機能が必要である。同時にその経営機構も変わらなければならない。

どう変わるべきか。第1は専門職団体との共同である。専門職団体の社会的政治的自律が弱い日本では大変だが、それぞれの専門職団体の後継者育成という要請や能力を大学に引き入れ、これに教養と批判理論とを結合させることである。第2には研究者養成の機能を一層充実させることである。第3には研究開発であるが、これへの専念や独自の処遇は国・民間を問わず共通の研究者倫理が必要とされる。そして、学生参加を制度化しなければこれからの大学教育は成功しない。

<大学自治の担い手>

そうしたノウハウとスタッフはどのようにして確保されるのだろうか。どこかに夢のリーダーシップが存在するのではない。

従来型の大学では、そうしたノウハウや人材は文科省が提供してきた。むしろ独占と言ってもよい。「文部省もうで」は国立大学だけのことではない。むしろ私学関係者のほうが多かった。だがそれは事柄の誇張された一面である。

これまでの大学・学部自治の担い手は、教授会や評議会そして大学の教職員組合が育ててきた。教授会は一人一票制の下で、人事・財政・教育研究事項など大学の重要事項を審議決定する機関である。

これを格下げし、学部長・学長に決定権限を集中するのが学校教育法改定など法制上実現し

ているが、大学・学部自治の担い手の養成・再生産という見地からするときわめて危うい措置である。

大学はピラミッド組織ではない。フラット構造である。そこで分野や経験の異なるメンバーが同一の立場で意見交換し、審議決定する場が教授会・評議会である。会議の場だけで学ぶわけではないが、実内容のある審議と決定責任を負う場に参加して初めて人は育つ。知識も身につく。入学者決定権限を教授会にゆだねているのは、だれを入学させるかということの審議の中で、その後の教育責任感覚が生まれるからである。

教職員組合も大学にとって不可欠の自治補完装置である。文科省だけではないが、自分たちのやり方に反対する勢力の存在を嫌う。彼らには対抗勢力の存在は自分たちの政治資源であるという近代政治の論理が見えていないのだ。ケンカするほどお互いによく似てくるというではないか。双方ともに周りが見えなくなったらおしまいだが、そういう中で人は育つ。そういう人材が育たなくなったら、大学は自滅である。こうした大学自治の担い手は、大学の役割の変化に応じて自己改革しなければならない。

その自己改革の展望に不信を抱く者がいるがそれは自己不信の極みである。早々に退場すべきである。

<大学の变化の展望>

古典的大学では、入学者は、いわば「弟子入り」のようにして大学に入ってきた。そこで研究者として必要な語学や知識・技法および社会性の訓練を受けた。私が入学して最初に読まれた文献はマックス・ウェーバーの『職業としての学問』であった。こうした研究者養成を主眼とする養成教育も一定の範囲では社会的に通用する人材を提供できた。

しかし、日本でもその時代は1960年代半ばごろに終わっていた。その後はむしろその悪弊

が目立つ。卒論も書かず、ゼミにも出ないまま大学を卒業する学生が増えた。その数が増え、ただ単位を取りさえすれば学士になれるという事態が支配的となった。それは大学の実際的機能が変わったにもかかわらず、大学の制度・経営が変わらなかったためである。

現代の大学はまずもって職業人養成の機関である。厳密には「教養ある専門職業人」の養成である。大学大衆化の推進力はこれである。大学教育制度と資格制度の連結を改善すれば、大学入学制度をいじる必要はない。また国民的教養教育を展望すれば、無試験全入制度を展望してもよい。それは豊かな青年期を保証することにもつながる。そのうえで、研究者養成や研究開発機能を大学の柱として位置付けることができよう。

<おわりに>

繰り返すが、大学の教育と研究の経営は誰にでもできるわけではない。企業で成功したからといって、大学を経営できるわけではない。経営における社会人の優遇措置は、その素人性を悪用して国家の政策への賛同人を増やす魂胆からである。自らの学生経験の貧弱な政治家や行政官は大学を低く見る傾向があるだろう。昔の帝国大学出身の政治家や企業経営者は保守革新を問わず大学を評価していた。エリート主義のせいもあるが、自らの大学生活に肯定的であったからだろう。素人は黙っているというのではない。大学は社会に存在する歴史的公器だから、それにふさわしい慎重な処遇をしなければならないということである。



「改正」教育委員会制度の発足

— どうなる、どう向き合う —

三上 昭彦（民研教育行財政研究委員会 委員長）

はじめに

去る4月1日、昨年6月に改正、公布された改正地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）が施行され、新しい教育委員会制度が正式にスタートした。教育委員会制度の「60年ぶりの抜本的改革」（下村博文文科相）などと言われたわりには、いたって静かな出発であるように見える。あらためて社説で論じたものも2,3の地方紙に過ぎない。改正法が定めた経過措置により、総合教育会議や新教育長が4月1日を期して全国一斉に設置されたのではなく、五月雨的な移行実施方式がとられていることもその一因となっているのであろうか。

とはいえ4月に入ってから、全国各地で次々に総合教育会議や新教育長が誕生している。中には改正法施行前に総合教育会議を発足させたところ（長野県）やその準備会を招集したところ（山形県）、4月冒頭に開催した第1回の総合教育会議で早々と「教育大綱」を策定した自治体（神奈川・海老名市、栃木・小山市など）も散見される（文科省ではその様態の全国調査を集計中であるとのこと）。

「改正」教育委員会制度のポイント

あらためて今回の「改正」教委制度のポイントをあげておこう。それはつぎの4点にある。①すべての自治体に、首長が招集する「総合教育会議」―首長と教育委員会（新教育長・教育委員）により構成―を新設し、首長の権限で「教育の振興に関する施策の大綱」等を策定することを義務づけたこと、②教育委員長と教育長を



「一本化」した任期3年の「新」教育長を新設して教育委員会の代表者・責任者とし、首長が議会の同意を得て、直接に任命・罷免すること、③「合議制」執行機関たる教育委員会（新教育長と教育委員で構成）は存置され、とりわけ「教育の政治的中立性」が要請される教科書の採択、学校の教育課程の編成基準策定、個別の教職員人事などは教育委員会の「専決事項」として継承されたこと（ただし、教育委員会は新教育長の任免権と新教育長に対する「指揮監督権」という重要な権限を失うことになった）、④文科相（文科省）の都道府県教委、市町村教委に対する関与（是正の指示）が強化されたこと、である。以上のような今回の改正地方教育行政法は、地方教育行政に対する首長の直接的な権限と関与を強化し、首長が直接任免する新教育長を名実ともに教育委員会の責任者とすることによって、首長＝新教育長が主導するあらたな地方教育行政の仕組みが創られたことになる。「合議制」執行機関としての教育委員会（常勤の新教育長と非常勤の教育委員）における後者（教育委員）の権限と役割は、法制度的には名実ともにこれまでよりもいっそう縮減され弱体化されたこと

は明かである。教育行政の民主化、地方分権化、自主性確保（一般行政からの独立）という教育委員会制度に託された「3原則」によって、「教育の自主性・専門性を制度的にも機能的にも確保する」というこの制度本来の精神と機能はいっそう「弱体化」させられていると言わざるをえない。

「改正」教育委員会制度にどう向き合うか

今回の法改正によって発足した新教育委員会制度は、その制定過程と論議を振り返るならば、教育委員会制度の廃止論（地方教育行政の首長への一元化）と現状維持論（任命制教育委員会の存置論）の「妥協の産物」と見るのが妥当であろう。本来の理念や権限はさらに後退させられたが、まがりなりにも首長や文科省などから相対的に「独立」した自治体の固有の行政委員会、子ども・保護者・住民や教職員・学校などにもっとも近い地域の教育行政機関として存続することは間違いない。

新設された総合教育会議や新教育委員会は原則公開である。まずは傍聴活動にはじまり、さらに子どもや保護者・住民、教職員や学校等の願いや要求を反映させる関係者の取組みや運動があらためて求められている。また、そのための多様なアイデアや仕組みを自治体ごとに創造することも必要であり可能であろう。たとえば、総合教育会議に住民や教育関係者の声や要求を反映する場を設けること、「拡大教育総合会議」を導入することなども可能であろう。地域、学校、団体で教育長や教育委員を呼んで意見交換や交渉をすること、教育長・教育委員の公募制・推薦制、教育委員の準公選制などはすでに各地で経験がある。

今年は戦後70年である。“音を立てて”押し進められている安倍政権の教育再生政策のあらたな道具に新教育委員会制度を堕させないように、私たちも戦後70年の経験を踏まえて、「教育の住民自治と教育の自主性確保」のあらたな努力を重ねていきたいものである。

民研フォーラムへのおさそい

5月9日(土)
(1時半～5時)

研究フォーラム&研究委員集会
戦後70年、安倍教育政策に対抗する実践・研究と民研の役割
民主教育研究所主催

会場：法政大学教職課程実習室
(市ヶ谷キャンパス富士見坂校舎3階)

民研は、進められている安倍内閣の教育政策を、戦後70年の歴史の中で批判的に捉え、それらに対抗する実践と研究の道を行って行きたいと考えています。

皆様の参加をお待ちしています。

◆報告1：安倍教育政策の本質と対抗的实践・研究
佐貫浩（民研運営委員、法政大学）

◆報告2：民研の研究課題について
梅原利夫（民研代表代行、和光大学）

教育委員会の根本的なあり方を探る

石山 雄貴 (教育行財政研究委員会 幹事)

重ねられてきた検討課題

民研教育行財政研究委員会では、5月17日の民研フォーラム「教育委員会をどう改革するか—地方教育行政法改革法案の検討」を手始めとし、9回の定例研究会(6/11、7/31、8/26、9/30、10/27、12/1、12/22、1/26、3/2)を通して、研究を重ねてきた。

研究会では、まず、2015年4月から施行された新教育委員会制度そのものに関する検討を行い、制度が改定されていく経緯を文科省の資料などを用い、振り返っていった。つぎに、教育委員会制度に関する議論を深めていくために、教育委員会制度の歴史や地教行法改正において論点となっていた「教育の政治的中立性」に関して議論を重ねていった。

例えば、山本由美委員から、公選期における任意設置下の地方教育委員会について、静岡県富士宮市、新潟県西頸城郡青海町、大阪府堺市、兵庫県相生市・三木町等の事例をもとにご報告していただき、議論をした。また、神山正弘委員からは教育の中立性概念に関してご報告をいただいた。

議論の中では、政治的中立性に関連して「政治と教育」、「地方自治と教育」についても検討をし、特に、「政治と教育」に関しては、教育の実践における政治の取り扱いだけではなく、校長人事のあり方をもとに教育政治研究の視点からも教育の中立性に関して議論をおこなっていった。さらに、2015年1月27日に各教育委員会に通知された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を受けて、その読み方や小中学校の統廃合や小中一貫学校に関しても議論を行った。

共有された研究課題

これらの議論によって、1948年に成立した教育委員会法第一条で「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。」と述べられていた教育委員会の目的を改めて見つめ直し、改定された教育委員会制度の中で、教育行政の教育の民主的統制、教育行政における民主主義、教育の自主性を確保するという教育委員会の根本的なあり方をどのように確保していくのか、その課題の共有をしていくことができた。

2015年度4月以降は2014年度の議論の蓄積をもとに、研究会での議論を深めていくだけではなく、改正された地方教育行政法がどのように運用されていくのか、その調査も行っていく予定である。

民主教育研究所年報 2014(第15号)

ジェンダー・セクシュアリティと教育

特集 ジェンダー・セクシュアリティの視点から
教育課程・教育実践を創る

第1部 世界の動向

- I ジェンダー平等をめぐる国際的動向
- II セクシュアリティをめぐる国際的動向

第2部 日本の動向

第3部 実践の地平を拓く

—バッシングの影響とその後の実践

第4部 教科書・教育課程を私たちのものに

—先進的試みに学ぶ教育課程づくりと教職員集団

1800円 6月刊行予定

民研日誌 1～3月

- 1月10日 第23回全国教育研究交流集会 in 奈良全体会
1月11日 第23回全国教育研究交流集会 in 奈良分科会
1月16日 中等教育研究委員会
『人間と教育』編集委員会
1月20日 「環境と地域」研究委員会
1月21日 「教育のつどい2015」第1回実行委員会
子ども全国センター幹事会
1月24日 特別支援教育と子ども・学校研究委員会
子ども研究委員会
子どもの貧困情報交換会
1月25日 学校統廃合と小中一貫教育を考える全国交流集会
1月26日 教育行財政研究委員会
1月30日 第5回事務局会議
1月31日 『民研だより』第123号発行
2月1日 「震災・原発の今と憲法・政治・教育の課題」集会
2月5日 『人間と教育』編集委員会
2月6日 中等教育研究委員会
2月7日 臨時第6回運営委員会
2月13日 『人間と教育』校正
2月14日 全国教育研究交流集会総括会議
教育課程研究委員会
2月15日 全日本教職員組合大会
2月19日 国会議員との懇談会
2月20日 『人間と教育』出張校正
2月21日 子どもと教育を語る2015
2月22日 子ども研究委員会
2月23日 道徳教育プロジェクト会議
2月26日 「ジェンダーと教育」研究委員会
教育のつどい2015第2回実行委員会
2月27日 奨学金の会署名宣伝行動
3月1日 平和な未来と子どものいのちを守る全都学習交流集会
3月2日 教育行財政研究委員会
3月5日 子ども全国センター幹事会
『人間と教育』編集委員会
3月6日 中等教育研究委員会
3月7日 高校シンポジウム
3月8日 高校シンポジウム
3月10日 『人間と教育』第85号発行
3月11日 第6回事務局会議
3月11日 全日本教職員組合と懇談会
3月14日 教育課程研究委員会
特別支援教育と子ども・学校研究委員会
第7回運営委員会
年報編集委員会

- 3月23日 「ジェンダーと教育」研究委員会
3月24日 「環境と地域」教育研究委員会
3月28日 子ども研究委員会
3月29日 奨学金の会署名宣伝行動
年報編集委員会

寄贈図書資料 1～3月

- 『かがやけ性教育!』(七生養護「ここから」
裁判観光委員会(編)つなん出版)
■『生活改善と請井雪子』(請井雪子著 吉田
豊編著 筑波書房)
■『福祉教育・ボランティア学習の新機軸』(20
周年記念リーディング編集委員会 大学図書出
版)
■『地域学習の創造』(佐藤一子編 東京大学
出版会)
■『この本に学ぶ社会教育』(社会教育・生涯
学習研究所)
■『混迷する東アジア時代の越境人教育』(脇
坂紀行 かもがわ出版)
■『これまでの30年、これからの30年』(蔵
原清人最終講義)
■『現代日本の教育と教師教育改革』(土屋基
規 宝塚医療大学)
■『静岡大学教育実践総合センター紀要No.23、
No.24』(静岡大学教育学部附属教育実践総合セ
ンター)
■『子ども・父母・住民の学校運営参加と日本
の公教育システム』(明治大学人文科学研究紀
要第76冊抜刷)

民研だよりNo.124 2015.4.28

発行 民主教育研究所

発行責任者 茂木 俊彦

〒102-0804 東京都千代田区二番町12-1

全国教育文化会館5F

☎03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

H.P. <http://www.min-ken.org>

